

公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
5K6Z13C00350	5L9Z1AG0046_0001		C-Z-000108
品名 または 件名			
車両防護システムに関する調査研究			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		グループ
納地または工事場所		引渡場所	
現地		現地	
搬入場所		納期または工期	
		令和8年3月31日(火)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 :

入札日時場所 : 令和7年6月26日(木) 10時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金:免除 契約保証金:免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式:総品目総額 契約方式:一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書4.1 契約の相手方の条件に示す内容を確認できる書類を令和7年6月23日

17時00分までに下記へ提出するものとする。

提出先:陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 富澤(TEL:03-3268-3111 内線40477)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した  
金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって  
落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金  
額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。  
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

駐屯地用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

- ア・競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先  
中央会計隊契約科第3班 伊藤 (TEL : 03-3268-3111内線47555)  
(FAX : 03-5269-5135(直通))  
仕様書に関する問い合わせ先  
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 富澤 (TEL : 03-3268-3111内線40477)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	陸幕情報-C-Z-000108
	防衛大臣承認 年月日
車両防護システムに関する調査研究	作成 令和7年5月15日
	変更 令和 年 月 日
	作成部隊等名 陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、車両防護システムに関する調査研究（以下、“この役務”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 車両防護システム

敵の攻撃や脅威から車両と乗員を保護するためのシステムを指す。

#### 1.3 引用文書等

##### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

[装管調第68号(1.5.7)]

##### 1.3.2 関連文書

##### a) 法令等

秘密保全に関する訓令 [防衛省訓令第36号(19.4.27)]

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的な要求事項

各国の車両防護システムについて調査し、防衛力整備の資とする。

### 2.2 調査研究

#### 2.2.1 各国の車両防護システムの種類

各国の軍事車両における車両防護システムの種類について調査を行う。

#### 2.2.2 各国兵器における車両防護システムの細部内容

各国兵器において、車両防護システムの搭載の有無、搭載機器の性能及び概算コスト等の調査を行う。

### 2.2.3 実戦における有効性事例等

実戦における車両防護システムの有効性事例等について調査を行う。

### 2.2.4 調査研究結果報告書の作成等

2.2.1から2.2.3を取りまとめ、調査研究結果報告書を作成し、連絡調整会において陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課（以下，“情報課”という。）の確認を得て、提出するものとする。

なお、提出先及び提出時期については、表1による。

### 2.3 実施期間

この役務を実施する期間は、契約締結日～令和8年3月31日とする。

### 2.4 連絡調整会の実施

契約の相手方は、調査研究実施計画書及び調査研究結果報告書（最終）を作成後、速やかに連絡調整会を実施し、情報課の確認を受けるものとする。

なお、連絡調整会は、2回を基準とし、細部は、情報課との調整による。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 契約の相手方の条件

従事者の資格等は、次による。

- a) この役務に必要な情報を取り扱うにふさわしい人員を確保するものとする。
- b) 過去5年以内に防衛省又は防衛装備庁より発注された調査研究の実績を保有するものとする。

### 4.2 事前確認

入札参加者は入札日の3日前までに4.1の内容について、情報課担当者へ資料の提出を行い、実施について問題が無い旨の承認を得るものとする。

### 4.3 提出書類等

提出書類等は、表1を基準とし、細部は、情報課との調整による。

なお、提出書類等は、情報課の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

表1-提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	調査研究実施計画書	情報課との調整による	一式	契約締結後、速やかに	情報課（市ヶ谷）
2	調査結果報告書（中間）	情報課との調整による	一式	情報課との調整による	
3	調査結果報告書（最終）	電子記憶媒体	一式	令和8年3月（細部は情報課との調整による）	

注記1、調査研究実施計画書の内容

1) 実施予定表

2) 体制図（作業従事者名簿を含む。）

3) 細部調査研究要領

注記2 電子記憶媒体は、DVD-Rを基準とし、データ形式は、Microsoft Office形式とする。

#### 4.4 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合の届出は、図1による。

#### 4.5 官側の支援

契約の相手方は、役務の履行のための諸作業のうち、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地作業における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地作業に必要な施設等の利用及び立ち入り申請に関する事項
- c) その他、担当課等が必要と認めた事項

#### 4.6 著作権その他の権利

著作権その他の権利は次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) この役務の履行によって創作された提出書類となる著作物において著作権などが発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方がこの役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

#### 4.7 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

#### 4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

(第三者を従事させる場合の届出)

- 1 契約の相手方は、この役務の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 第三者（契約の相手方を除くこの役務の履行に係る作業に従事させるすべての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を含む。）をいう。以下同じ。）を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、担当官に当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知りえないと契約の相手方が認める役務に従事させる場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して担当官に届け出るものとする。

(写しの送付)

担当官は、契約の相手方から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを契約の相手方に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 1 この役務の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと契約の相手方が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、この役務に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として担当官が契約の相手方に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で担当官が契約の相手方に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第3者を従事させる場合には、担当官から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 契約の相手方は、第三者をこの役務の履行に係る作業に従事させる場合においては、当該第三者に当該届出をさせることができる。
- 4 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難い場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

契約の相手方は、第三者をこの役務の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。

図1—第三者を従事させる場合等の届出

入札書

調達要求番号	5L9Z1AG0046	契約実施計画番号	5K6Z13C00350
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ \_\_\_\_\_ (税抜)

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
車両防護システムに関する調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	現地	納入期限(工期)	令和8年3月31日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ  
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除  
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 26 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

## 委任状(入札等)

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：  
会社名：  
代表者名：  
担当者名：  
連絡先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者